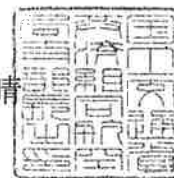


公 示 書

国土交通省共済組合航空局支部が、大阪航空局関西空港事務所において自動販売機による営業を希望する業者の公募を次のとおり公示します。

平成31年 1月28日

国土交通省共済組合
航空局支部長 蝦名 邦晴



1. 営業概要

(1) 営業名

大阪航空局関西空港事務所庁舎内における自動販売機（軽食）の設置

(2) 営業委託内容

大阪航空局関西空港事務所庁舎内に自動販売機を設置し、軽食の販売を行う。

(3) 営業期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

翌年度以降1年ごとの更新とし、平成36年3月31日までの適宜の時期に、公募により本経営委託の見直しを実施する。

(4) 募集業者数

1者

2. 自動販売機の設置対象施設

大阪航空局関西空港事務所庁舎

所在地 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

3. 応募参加資格

(1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当していない者であること。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

また民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す

- るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4. 応募申込手続き

(1) 担当部局

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

国土交通省大阪航空局関西空港事務所 総務課 人事厚生担当

電話：072-455-1300

FAX：072-455-1325

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

平成31年1月28日から平成31年2月18日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後4時までの間に上記(1)において書面により交付する。

(3) 説明会の日時、場所

開催しない。

(4) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

平成31年2月19日午後4時までに上記(1)に持参すること。郵送による提出は認めない。なお、受付期間内に提出のなかった場合は本公募には参加できない。

5. 委託業者の決定方法

営業提案の内容、経営実績等を総合的に審査の上、委託業者を決定する。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4.(1)に同じとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された応募申込書等は、提出者に無断で他の目的へ使用しない。
- (5) 応募申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込を無効とするとともに、記載を行った提出者に対して、指名停止を行うことがある。
- (6) 委託業者として決定された者は、公募の結果、最適な者として特定しただけであり、委託契約が締結されるまでは、営業を認められるものではない。
- (7) その他詳細は募集要項による。